平成２２年（フ）第１４号
秋田県湯沢市吹張１丁目１番32号
破産者　佐藤順之助
1　決定年月日　平成22年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２２年（フ）第４８号
秋田県湯沢市横堀字大田中44番地１　金沢アパート１号棟１号室
破産者　佐藤　明美
1　決定年月日　平成22年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２１年（フ）第２２６号
山形県東置賜郡川西町大字尾長島530番地
破産者　遠藤　京子
1　決定年月日　平成22年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第１５２号
山形県米沢市通町１丁目１番100号
破産者　戸田　憲佐
1　決定年月日　平成22年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第２９６号
長野県松本市北深志１丁目４番30号
破産者　平形　厚子
1　決定年月日　平成22年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第２２８９号
愛知県春日井市味美町２丁目125番地３
破産者　白木　千織
1　決定年月日　平成22年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２３２６号
愛知県北名古屋市久地野戌亥60番地２　ソレイユ202
破産者　野呂　宜央
1　決定年月日　平成22年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２３２９号
名古屋市天白区中平５丁目2201番地　中平住宅２棟304号
破産者　本多　　寛
1　決定年月日　平成22年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２３６４号
名古屋市天白区平針台１丁目1007番地　プリミエール黒石Ⅰ―201号
破産者　堀　　節子
1　決定年月日　平成22年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３４３１号
大阪府寝屋川市三井南町30番５―1004号
破産者　菊森　敦子
1　決定年月日　平成22年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８８８１号
大阪市都島区都島南通１丁目５番13―106号
破産者　島田　　徹
1　決定年月日　平成22年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２１７号
大阪市鶴見区今津中５丁目１番22号　アルハイム303号、住民票上の住所大阪府八尾市東山本町６丁目２番10号
破産者　前野装飾こと　前野　勝久
1　決定年月日　平成22年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２８２５号
大阪府八尾市長池町３―38　小澤テラスハウス109号、開始決定時の住所大阪府八尾市緑ケ丘４丁目32番地の２
破産者　東精巧こと　東　敬代志
1　決定年月日　平成22年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３６０２号
大阪府八尾市天王寺屋７丁目19番地　志紀マンション713号、前住所大阪府八尾市沼１丁目68番地の65　朝日プラザシティ八尾南２番館1314号
破産者　北山　千景
1　決定年月日　平成22年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３６０３号
大阪府八尾市天王寺屋７丁目19番地　志紀マンション713号、前住所大阪府八尾市沼１丁目68番地の65　朝日プラザシティ八尾南２番館1314号
破産者　ワールド技研こと　北山祐次郎
1　決定年月日　平成22年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３９９９号
大阪市平野区長吉長原西４丁目１番６―408号
破産者　中吉　辰次
1　決定年月日　平成22年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４５６５号
大阪市西淀川区大野３丁目５番11号　八木ハイツ204号、開始決定時住所大阪市此花区島屋２丁目７番11号
破産者　下田　文夫
1　決定年月日　平成22年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４８６１号
大阪市福島区野田５丁目12番４号
破産者　稲井　犬治
1　決定年月日　平成22年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４８６２号
大阪市福島区野田５丁目12番４号
破産者　稲井　順子
1　決定年月日　平成22年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部